

JCSS湿度登録事業者 各位

JCSS等技術委員会
湿度分科会
主査 阿部 恒

特定標準器による露点供給点の変更に伴う対応方法と手続きについて

特定標準器による露点23℃の校正が平成27年度以降に廃止されることに伴い、特定標準器による露点23℃の校正を受けている登録事業者の皆様は、次のとおりご対応下さるようご協力お願いいたします。

■ 露点 23℃までの登録事業者

1:平成27年度以降も露点23℃までの登録を維持する場合

特定標準器による校正(jcss)範囲:登録範囲の下限露点温度から露点20℃及び25℃まで※)。

- ・校正値:露点20、25℃のjcss校正値から、露点23℃の校正値を補間した値(多点による補間も可)をご利用下さい。
- ・不確かさ:露点20℃、25℃のjcss校正値に付随する不確かさのうち、大きい方の値又はそれら2つの不確かさと内挿式を用いて評価した露点23℃の不確かさ(多点の不確かさと多項式等を用いた評価も可)をご利用下さい。

手続き等:不確かさの見積もり手順等を見直された後、JCSS登録の取得と維持のための手引き(JCRP22)第5章第2節 変更の届出を参考に、IAJapanに対して申請書添付書類の変更を届出て下さい。

2:露点25℃以上に拡大する場合

jcss範囲:登録範囲の下限露点温度から上限申請露点温度まで。

登録更新審査が終了するまでは、露点23℃のjcss校正結果を用いていただく又は「1:平成27年度以降も露点23℃までの登録を維持する場合」の対応を行っていただく事で、露点23℃までの登録校正が可能となります。

手続き等:不確かさの見積もり手順等を見直された後、JCSS登録の取得と維持のための手引き(JCRP22)第5章第4節 更新の届出を参考に、任意の時期又は登録更新時期にIAJapanに対して登録更新申請を行って下さい。

校正の技術的能力を証明していただくため、試験所間比較、技能試験プログラム等への参加をお願いします。発生した空気の露点より十分に高い室温で校正を行う、必要な保温措置を講じる等、環境条件にご注意下さい。

■ 露点23℃を超える登録事業者

jcss範囲:登録範囲の下限露点温度から必要であれば露点25℃を含み上限露点温度まで※)。

露点23℃に替り露点25℃のjcssを受ける場合、この校正結果を用いて登録CMCの再評価を実施していただく必要がございます。

手続き等:不確かさの見積もり手順等を見直された後、JCSS登録の取得と維持のための手引き(JCRP22)第5章第2節 変更の届出を参考に、IAJapanに対して申請書添付書類の変更を届出て下さい。

※)特定標準器による露点23℃の校正は、平成27年度末まで行われますが、可能な限り、今年度からご対応願います。

【お問い合わせ先】湿度分科会事務局(E-Mail : jcss3@nite.go.jp /TEL : 03-3481-8242)